平成２９年（フ）第７７２０号
東京都足立区島根１丁目４－５－208
債務者　関根　　勇
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７２４号
東京都足立区東綾瀬３丁目２－４－304
債務者　上野　勝子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７２５号
埼玉県富士見市東みずほ台１丁目４－１－511
債務者　松木　絵美
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７４４号
東京都葛飾区亀有５丁目12－12－302
債務者　山口　博美
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７５６号
東京都板橋区若木１丁目７－７－201
債務者　木下　亨一
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７６１号
東京都足立区島根３丁目16－15－208
債務者　小山　裕康
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７６２号
東京都荒川区荒川３丁目34－６－301
債務者　小栗　由寛
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７６８号
東京都台東区千束１丁目16－８－503
債務者　白井嘉那枝
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７６９号
東京都江戸川区篠崎町３丁目28－６　ペアシティー２番館101
債務者　小笠原飛奈
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７７６号
東京都板橋区高島平８丁目27－14－501　第二西森ハイツ
債務者　和多田悠里
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７８１号
東京都渋谷区西原１丁目16－９－101
債務者　齊藤　　誠
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８４号
静岡市駿河区西島464番地の１　アヴェニールⅡ102号、旧住所静岡市駿河区片山14番地の１　望月ハイツ101
債務者　村田　敏彦
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１３０号
茨城県下妻市高道祖字猫子4132番地の２
破産者　有限会社ジーアールシーオカモト
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１１２８号
札幌市手稲区西宮の沢２条５丁目７番５－103号
破産者　ホームタウンテクニックス株式会社
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６４号
最後の住所　仙台市太白区郡山４丁目15番11号
破産者　亡勅使河原真相続財産
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４５号
宮城県遠田郡美里町字桜木町70番地の１
破産者　株式会社ベルボトム
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係